

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の
取組促進に向けた手引き」について

日頃より介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、各保険者には、介護給付適正化事業として、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を実施いただくようお願いしているところですが、一部自治体では実施されていないことや、取組内容に差が生じていることが認められたことから、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、適正な運用の観点から同調査の充実・強化を求める指摘がされたところです。

そこで、令和 5 年度老人保健健康増進等事業において調査研究を行い、自治体の実践事例を基に、住宅改修・福祉用具貸与・特定福祉用具販売それぞれの事務フローを踏まえ、点検・調査における確認すべきポイント等を整理した手引きを、別記のとおり厚生労働省ホームページに掲載いたしました。市町村におかれては、本手引きを参考として、「住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査」の実施や取組の見直しを図っていただきますようお願いいたします。また、本手引きをご活用いただける場面としては、

- ・ 市町村においては、介護給付費適正化事業の取組の見直し、住宅改修費の支給及び福祉用具購入の支給に係る窓口事務・相談対応、地域ケア会議での検討等にご活用いただけます。
- ・ 都道府県においては、市町村が取り組む介護給付適正化事業の実施状況に地域差がある場合に、保険者市町村へ助言する際のポイントを本手引きから確認すること等にご活用いただけます。

都道府県におかれては、この内容について御了知の上、管内市町村に周知いただき、その取扱いに当たっては遺漏なきようよろしくお願いいたします。

記

■本手引きの活用場面等

主な活用 場面	《保険者市町村において》 <ul style="list-style-type: none">・今年度の介護給付適正化事業の実施を具体的に検討したい。・事前相談～申請～支給後までの一連の窓口事務の課題を確認したい。・訪問調査時や申請書類等の書面確認の際のポイントが知りたい。・利用者の状態像を把握する際のポイントが知りたい。・給付の適正化における他自治体の取組を参考にしたい。・地域ケア会議で福祉用具・住宅改修について検討したい。 《都道府県において》 <ul style="list-style-type: none">・保険者が実施する介護給付適正化の取組内容に地域差が見られる時。
構 成	<ul style="list-style-type: none">・4章構成(①住宅改修、②福祉用具購入、③福祉用具貸与、④取組事例)・点検・調査のポイントを【目的】【解説】【確認ポイント】として記載。・「知りたい内容の検索」頁にて、知りたい項目のみ参照可能。

■本手引きは厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係 石川・松本

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp